

下関バイオマス発電所に関する環境法令等について（環境政策課作成）

- ・ 発電所設置場所の用途地域
工業専用地域

- ・ 大気汚染関係
大気汚染防止法 第2条第2項に定める「ばい煙発生施設」を設置する事業者である
山口県公害防止条例 第2条第8項に定める「指定工場」である

- ・ 水質汚濁関係
山口県公害防止条例 第2条第8項に定める「指定工場」である
水質汚濁防止法の適用施設等無し

- ・ 騒音関係
山口県公害防止条例 第2条第8項に定める「指定工場」である
騒音規制法の適用施設等無し

- ・ 振動関係
振動規制法等法令の適用施設等無し

- ・ その他
ダイオキシン類対策特別措置法の適用施設等無し
環境影響評価法、山口県環境影響評価条例の対象外事業
(出力：7.5万kW未満のため)

「大気汚染防止法 第2条第2項」

この法律において「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるものをいう。

「山口県公害防止条例 第2条第8項」

この条例において「指定工場」とは、ばい煙、粉じん、汚水等、騒音、振動又は悪臭物質(以下「ばい煙等」という。)により人の健康又は生活環境を損なうおそれがある地域で規則で定めるものにおいて、ばい煙等を排出し、飛散させ、又は発生する工場又は事業場で規則で定めるものをいう。